

- ✓ パワハラ対策と言われても何をどうすればいいのかわからない
- ✓ 今の自社の取組が正しいのか不安
- ✓ そもそも、何がハラスメントに該当するのかわからない



そんなアナタに

事例と体験型ワークショップで学ぶ!

パワハラ しない させない

組織のつくり方

2022年4月より、労働施策総合推進法による「パワーハラスメント防止措置」が、従業員数の多寡によらず全企業に義務化されました。一方、ハラスメントについては、「気に入らなかつたらハラスメント」、「だれも気にしてないからハラスメントじゃない」というように誤った理解をしている人も多く、そのような認識でハラスメント対策を進めても、ハラスメント防止効果が出るどころか、社内コミュニケーションに悪い影響がでたり、上司からの必要な注意指導まで封じてしまったり、といった悪影響ばかり起こしかねません。

今回のセミナーでは、座学とワークショップを通じて「パワーハラスメント」に対する正しい理解を得るとともに、適切な指導方法を学んでいただき、職場環境改善を通じて会社の生産性アップに寄与することを目的としています。

経営者、経営幹部のほか、1人でも部下を持つ方であれば、ぜひご参加ください。



お申込み

- ・裏面をFAX
or
- ・HPから申込



11/8
1日目

「パワーハラスメント」
を正しく理解する

11/15
2日目

ワークショップで体験、
「正しい指導方法」

2日目最後に、
大阪府労働環境改善事業
のご案内を行います。

会場 豊中商工会議所 4階大会議室 / 豊中市岡町北 1-1-2 (阪急岡町駅前)

参加費 会員：4,000円 一般：6,000円
教材費含む

※会員とは、主催・共催
いずれかの会員を指します。

定員 20名 (先着順)



ジラソーレ社会保険労務士事務所 代表

社会保険労務士

樋口 佐代子 氏

「ひまわりが太陽を一心に見つめるように人を見つめていたい」をモットーに従業員が定着する働きやすい会社にしていくために、経営者・人事・総務の皆さんとともに考えていくジラソーレ社会保険労務士事務所を設立。顧問先へのハラスメントの外部相談窓口の担当や、内部相談窓口設置の研修も行う。公共事業による個別企業訪問は200社に上り、各労基署でのセミナー実績も多数。社会保険労務士の他、キャリアコンサルタント、産業カウンセラーの資格も持つ。

2022年 11月8日&15日(火) パワハラしないさせない組織のつくり方



06-6857-0474

お申込みシート

FAXでお送りください。
豊中商工会議所 仲村 行

下記の受講条件にご了承いただけますか？(○をつけてください)

※当講座への参加は、受講条件にご了承いただける方に限定させていただきます。

受講条件

- ・講座の受講後、アンケートに漏れなく回答をいただける方。

はい

いいえ

※受講者情報をご記入ください

(フリガナ) 事業所名	(フリガナ) 参加者名
所在地	
TEL ()	FAX ()
Mail	
業種・営業内容	所属商工会議所・商工会 (○をつけてください) 豊中 池田 箕面 能勢 豊能 その他(一般扱い)

※ご記入いただいた個人情報は、受講者名簿の作成、出欠確認、及び主催・共催商工会議所・商工会・大阪府商工労働部からの各種連絡・情報提供のために利用させていただきます。

・本セミナーにおいては、撮影、録音、録画及びこれらに準ずる行為は一切お断りいたします。

・次に該当する場合、受講をお断りする場合があります

(1) 土業、コンサルタント業など、講師と同業の方

(3) 過去に(2)が認められる場合

(2) 講座の進行を妨げたり他の事項者の迷惑となる行為があった場合

受講に当たってのご注意

お問い合わせ

豊中商工会議所 担当: 仲村

TEL 06-6845-8004 平日 9:00 ~ 17:30



お問合せ・アクセス

豊中商工会議所 (阪急岡町駅西出口徒歩スグ)

〒561-0884 豊中市岡町北 1-1-2

TEL 06-6845-8004

FAX 06-6857-0474

E-Mail seminar@ooana.or.jp (セミナー連絡専用)

URL https://www.ooana.or.jp/

最新情報を発信!

LINE登録はこちら



※左地図表記の駐車場は全て民間有料駐車場 (100円~200円/20分) です。ご注意ください。